

第 3 5 回 軽米町 議会 定例会

令和 4 年 1 2 月 8 日 (木)

午前 1 0 時 0 0 分 開 議

議 事 日 程

- | | | |
|-------|-----------------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 一般質問 | |
| | 1 1 番 茶 屋 隆 君 | |
| | 1 0 番 山 本 幸 男 君 | |
| | 3 番 江 刺 家 静 子 君 | |
| 日程第 2 | 議案第 1 4 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 1 5 号 | 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 1 6 号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議案第 1 7 号 | 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 1 8 号 | 令和 4 年度 軽米町 一般会計補正予算 (第 8 号) |
| 日程第 7 | 議案第 1 9 号 | 令和 4 年度 軽米町 下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 8 | 議案第 2 0 号 | 令和 4 年度 軽米町 介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) |

○出席議員（12名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	館坂	久	人	君
7番	大村		税	君	8番	本田	秀	一	君
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋		隆	君	12番	松浦	満	雄	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君	
総務課	総括課長	福島	貴浩	君	
会計管理者兼 事務会計課総括課長 兼収納・会計担当課長		日山	一則	君	
町民生活課	総括課長	橋場	光雄	君	
健康福祉課	総括課長	工藤		薫	君
産業振興課	総括課長	江刺家	雅弘	君	
地域整備課	総括課長	中村	勇雄	君	
再生可能エネルギー推進室	長	福島	貴浩	君	
水道事業所	長	中村	勇雄	君	
教育委員会	教育長	小林	昌治	君	
教育委員会事務局	総括次長	長瀬	設男	君	
選挙管理委員会	事務局長	福島	貴浩	君	
農業委員会	会長	山田	一夫	君	
農業委員会事務局	長	江刺家	雅弘	君	
監査委員	員	西山	隆介	君	
監査委員会事務局	長	関向	孝行	君	

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	関向	孝行	君
議会事務局	主事	竹林	亜里	君
議会事務局	主事	松坂	俊也	君

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の一般質問は、通告順によって11番、茶屋隆君、10番、山本幸男君、3番、江刺家静子君の3人とします。

次に、本日付で町長から議案7件の追加提出がありました。配布してございますので、朗読は省略いたします。

町長から追加された議案7件の取扱いについては、12月7日本会議終了後に開かれた議会運営委員会において協議した結果、令和4年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会に付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

以上により、追加議案の付託区分表は配布してございますので、朗読は省略いたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問通告に基づき、順番に発言を許します。

◇11番 茶屋 隆 議員

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔11番 茶屋 隆君登壇〕

○11番（茶屋 隆君） おはようございます。11番、茶屋隆です。それでは、議長の許可をいただきましたので、通告しておきました2点について質問いたします。

まず最初に、人口減少についてですが、人口減少は軽米町の問題だけではありません。全国的な課題でもあります。軽米町の人口は、2014年、平成27年に1万人を切ってから、現在約8,400人と、8,000人を切るのも時間の問題です。今後の町の存続、町の活性化を進めるためには、人口が減少しない町を築く必

要があります。そのことを踏まえて3点お伺いします。

まず1点目、人口減少対策として移住者受入れ等も考えてこられたと思いますが、過去5年間どのようなことに取組をされ、移住者は何人あったのか。

2点目、人口減少の課題解決のため、全国的に各市町村で移住、定住が見直されてきています。軽米町としては、今後どのようなことに重点を置いて取り組まれていくのかお伺いします。

3点目、去る11月8日から11日まで、宮崎県綾町、鹿児島県霧島市の移住、定住についての先進事例の視察研修を軽米町議会町政調査会で計画し、12名中8名の議員で移住、定住等について勉強してきました。先進事例の取組を参考にするのもいいと思いますが、いかがでしょうか。

移住政策に対する軽米町の今までの取組、そして今後の取組についてお伺いいたしましてから、視察先の取組等については紹介させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の人口減少に関するご質問にお答えいたします。

まず、1点目の移住、定住の促進に向けた過去5年間の取組についてであります。県や近隣市町村等と連携した首都圏における移住イベントの参加や地域おこし協力隊の募集のほか、首都圏から移住してきた人で特定の要件を満たす人を対象とする移住支援金、若者や移住者が空き家バンクに登録された物件を購入する場合に、その購入費用やリフォーム費用に対する補助金などの事業を行ってまいりました。

移住者数につきましては、これらの移住支援策を活用して県外から転入してきた人数となりますが、令和2年度は地域おこし協力隊1人、令和3年度は地域おこし協力隊1人と若者向け空き家住宅取得事業費補助金の利用者7人の合計8人となっております。

次に、今後重点を置いて取り組む事業についてですが、移住イベントへの参加や地域おこし協力隊の募集などIターンによる移住促進のほか、町出身者のUターンを促進する事業を検討してまいりたいと考えております。各種補助金による支援に限らず、町出身者が軽米町に戻ってきたいと思えるような環境づくりを進めていく必要があると考えており、特にも高校卒業後に進学や就職で一度軽米町を離れた若者が軽米町に戻って生活したいと思えるように、雇用の場の創出をはじめ高校生や大学生が町づくりに参画できる機会を用意するなど、軽米町を好きになってもらえるような郷土愛を育む取組も検討してまいりたいと考えております。

最後に、先進事例の取組を参考にすることについてであります。若者向けの住宅整備事業、地域おこし協力隊事業に関わる視察を今年度行いましたが、全国の優

れた事例を知ることは、新たな施策を考える上でも非常に参考にすることが多いことから、今般議員の皆様が視察した先進地における事例等を含め、積極的に情報収集を行いながら、実現に向け、各種事業を展開してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔11番 茶屋 隆君登壇〕

○11番（茶屋 隆君） 答弁ありがとうございました。それでは、過日行われた視察研修について、宮崎県の綾町をちょっと紹介させていただきます。

綾町の場合の紹介ですけれども、移住、定住に関した事だけではなく、町づくりを紹介させていただきます。町づくりをすることによって、移住、定住が自然に必然的にできる町になったというふうに私は感じてきましたけれども、そういった部分で綾町を紹介させていただきます。

宮崎県の綾町は、人口が約7,000人、面積の80%が照葉樹林、基幹産業は農業、農業が中心の町。まず、軽米町とさほど差がない、人口にしても。農業が中心ということで、自然生態系農業、有機農業を確立しているということです。綾町では、昭和50年代頃から自然生態系農業、有機農業に取り組み、生産者、住民と行政が一体・一丸となって、時の町長の力強いリーダーシップの下に取り組んでこられたということです。時の町長というのは郷田町長、前田町長、町長も多分軽米町にも来たことあると思っておりますけれども、面識もあると思っております。

有機農業のための化学肥料、農薬を使わず、無農薬で作物を育てる綾町自然生態系農業の推進に関する条例を昭和63年7月に制定して、条例の下に進めてきたということです。まず最初に、土づくりから始めた。有機堆肥です。有機堆肥を作るため、昭和50年代から各家庭のし尿を集め、自給肥料提供センター、し尿処理場で堆肥化、家畜団地のふん尿を家畜ふん尿処理施設で堆肥化、各家庭から出る家庭生ごみを家庭雑排コンポスト施設で堆肥化、こういった形で有機質肥料を確保し、環境問題の源である家庭生ごみ、し尿、家畜ふん尿等、あらゆる資源をリサイクルして自然生態系農業に生かしているということです。施設は地元、町内に建設し、地元で運営し、雇用の一部を担っているということです。

そういった自然生態系農業、有機農業を今やられているということですが、簡単にはいかなかったということです。昭和48年、最初は一坪菜園の普及と野菜種子の配布から始めたということです。各家庭でやっぱりちっちゃいところから始めた。そして、3年後には青空市場を開設できるまでにそういった作物を生産できるようになった。そして、その後十二、三年で自然生態系の農業推進に関する条例を制定して、そこまでいって本当の有機農業というものを確立したということです。そういったことを緻密に取り組み、現在では押しも押されぬ宮崎県第1

位の有機農業で有機作物を生産する町になっているということです。

そして、綾町では平成元年、地産地消で道の駅農産物直売所、手づくりほんものセンターというものを開設、設立し、令和元年度の売上げは販売額2億9,400万円、うち農産物は1億3,600万円、来客数は23万人、売場面積は1階部分の70坪、さほど広くなかったです。私たちも見てきました。委託販売方式、営業日数は363日、1日当たりの売上げ81万円、客数が1日637人平均だそうです。お客様のほとんどは安全な食べ物を求める町外の消費者であり、綾ブランド発信の拠点ということです。そして、食材の安全、安心はもとより、綾町の信頼も売っている施設になっているということです。

綾町に移住した人たちは、平成27年から令和2年までに平均で250人ぐらい、毎年。そして、その方たちは安全な食を求めて自然の中で子育てしたい、有機農業にチャレンジしたい、老後をゆっくり過ごしたい、そういった理由で綾町へ移住しているということです。

綾町のことを発信する、それは町づくりの中で交流人口、県内ではやっぱりそういった食を求めて来ている人たちは、もう自然に今までの町の取組で、そういったことに取り組んでいる町だということで魅力を感じているということが一番感じました。職員の方の説明も、本当にそういったのがひしひしと肌で感じられる説明でした。というのは、やっぱり時の町長、2人の町長が本当にリーダーシップを発揮して、綾町をちゃんとした農業の町に築くのだという、そういったことも強調されていました。最後にお二人の言われたことも紹介しますが、そういったことでやられてきました。

あと移住、定住に関する支援等に関しては、軽米町もそんな遜色ないみたいだと思っております。そして、先ほどの町長の説明の中にも移住、定住された方が県外から8人、今後は移住イベントに参加するとか言っておりましたけれども、軽米町出身の方々が戻ってきたいと思えるような、やっぱり町づくりとともに進めて、そういったことを考えていかなければいけないと思いますが、町長、その辺のところをどのように考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 大変貴重なご意見ありがとうございました。私、綾町は10年ほど前ですか、町村会の視察で行ってまいりまして、当時から茶屋議員おっしゃるような取組をやっておりました。

私も、上山議員にも答弁したとおり、これからはやはり農業主体でございますので、6次産業化を推進しながら生産、加工、販売、これはミル・みるハウスと申し

ますか、直売所を中心とした取組を活発にしながら、そしてまたもちろん有機農業にもしっかりと取り組んでいかなければいけないなというふうに感じておるところでございます。

今後とも様々そういったご意見等いただきながら、共に軽米町の発展のため、一緒にご尽力いただければと思います。大変ありがとうございました。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔11番 茶屋 隆君登壇〕

○11番（茶屋 隆君） それでは、3回目ですけれども、最後に移住、定住に関しては、軽米町では今まで移住する方が少なかったということで、やはり受入れ態勢というか、その人たちをどうするかということにまだ慣れていないとか、そういったことが見受けられると思います。そういった部分では、やはり受入れ態勢が十分に整っていない。支援の部分に関しては、新しく8月の広報を見て、私も見ていなかったのですけれども、同僚議員が一般質問でやって初めて見て、ああ、こんなところも軽米町でもちゃんとやっているのだと再認識いたしましたけれども、そういった部分では支援制度に関してはまずそんなに遜色はないと思っております。

一番は、やっぱり移住、定住、そのほかまずいろいろ軽米町を宣伝する、そういったPRというか、そういったのに少し弱いのではないかなと、今までも何回も言ってきましたけれども、やはりそういったホームページの充実とか、今はほとんどSNSというのですか、それで何でも発信して何でも見られるということですから、そういった媒体を使って、これからは対応していかなければいけないのではないかなと思いますけれども、そういうふうなことに取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） もちろん移住、定住も大変大事なテーマだと思っております。そして、何よりも今の軽米町で育った子供たちが町に誇りを持って、軽米町に残ろう、そしてまた一旦町外へ出た方々も帰ってきたいと、そう思えるような町づくりが根本的に大事だなというふうに思っております。

私は、今再生可能エネルギー推進してまいりましたけれども、これからの脱炭素というのは世界的な、日本だけでなく、テーマになっております。そしてまた、いろんな国の事業、それからまた資金等もそういったところはかなり多く流れてくるというふうに言われております。そういったところで、やはりCO₂を出さないだけではなくて、こういった有機農地もそうですけれども、土もCO₂を吸収するそうです。それから、この豊かな森林資源をしっかりと整備しながら、そしてそこにCO₂をしっかりと吸収していくと。今バイオマス発電所も来たいというふ

うな企業ありますので、そういったところの誘致も併せて、CO₂を出さない、そしてまた吸収する、そういった町に、非常にイメージの強い、非常に尊敬の持てるような、そういった町づくりをやっていかなければならないのではないかというふうに考えております。

以上であります。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔11番 茶屋 隆君登壇〕

○11番（茶屋 隆君） ありがとうございます。人口が減少するというのは、本当にいろんな問題があつて大変だとは思いますが、一つの策として移住、定住に取り組んでいるわけですから、今後も少しでも多くの方が移住、定住されることを発信して、そういったことのPR、いろんなことを発信して進めていただきたいと思います。

次に、では2点目ですけれども、町長選についてお伺いたします。11月25日の岩手日報に「山本氏6選出馬へ（軽米町長選）」という見出しで掲載されましたが、山本町長は今まで過去20年間、町長としていろんなことに対応し、いろんなことをやってきました。

そういったことを踏まえて、6期目、軽米町のために何をやりたいのか。簡単でいいです。昨日も公約とか出馬表明の決意とか、そういったことは聞いておりますし、そういったことでなくて、軽米町のために何をやりたいのか。町民がもう一回やってもいいのではないかなと思えるような、そういうような決意、そういったことを発信していただければいいかなと思いますので、簡単な言葉で町民が理解できるように、何をやりたいのか示していただければと思います。よろしくお伺いたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の令和4年11月25日、岩手日報の報道に関連してのお答えをいたします。

私は、平成15年2月から今日まで町民の負託に応え、全ての町民が健康で安心して暮らせる町づくりに向けた政策を一貫して着実に推進してまいりました。この間、町を取り巻く社会経済情勢は、人口減少、少子高齢化の進行、地方分権などを背景として平成の市町村合併が行われ、全国の自治体数が半数強になるなど、大きく変化してきたところであります。こうした中であっても、本町は自立の道を選択しながら、将来の持続可能な町の創造に向けた諸施策を積極的に展開してきたところであり、町政が着実に発展してまいったところであります。

しかしながら、新軽米町総合発展計画など新たな計画に基づく政策の具現化や再

生可能エネルギーの推進による町づくりなど、道半ばにある政策もあることから、これらの政策を着実に推進し、この町の将来に向けた持続可能な町づくりを着実に進めながら、町民のさらなる福祉の向上を図っていくことが私の責任ある行動であるとの考えの下に、去る11月25日に次期町長選挙へ立候補する決意を表明させていただいたところであります。

6選目の出馬に当たっての公約であります。まず1点目は若者定住対策の推進、2点目は高齢者が安心して暮らせる町の実現、3点目は子育て支援日本一の町、4点目は再生可能エネルギー等の推進による町づくり、5点目は町民所得の向上推進、6点目は中心商店街のにぎわい創出の6本柱とし、若者世代のための住宅の整備、高齢者の医療費等の負担軽減、子供の遊び場の整備、再生可能エネルギー、バイオマス資源を活用した大規模園芸施設の誘致、軽米文化交流センターを核とした中心商店街のにぎわいの創出などを進めてまいりたいと考えているところであります。

施策の推進に当たっては、今後ともなお一層の町民の皆様の声に真摯に耳を傾けながら、軽米町発展のために粉骨砕身の覚悟で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔11番 茶屋 隆君登壇〕

○11番（茶屋 隆君） ありがとうございます。公約等も掲げているみたいですが、まだ町長になったわけがありませんから、私はそのことに関しては町長になってから質問したいと思っております。

やっぱり町民は、安全、安心な町に住みたい、豊かな生活をしたい、それが一番だと思います。そのためには、やはり所得の向上、そういったことも必要になってくると思います。いろいろ先ほど述べられましたけれども、書き物にして、それを言うのは簡単です。それを実行するには、なかなかそれは大変なことだと思います。もうそれは山本町長だけでなく、どこの首長でもそのとおりでと思いますけれども、やはりそういったことをもう5期もやってきました。そういったことを肝に銘じて、6期目は対応していかなければいけないのかなとも思っております。

私は、もう昨日の一般質問でもいろんなことを言われましたけれども、まず一つだけ、軽米町を変えるためには、今の時点ではなく、何かを変えなければいけない、何かが変わらなければ、今のまままた4年が過ぎてしまう。でも、昨日町長は、同僚の質問の中で副町長にも言及しました。もしかすれば副町長もちゃんと置いて、役場の庁舎内の機構改革もやられるということです。やはりそれは、私も大変必要なことだと思っておりますので、もう今日から早急に取り組んでいただきたいと思います。

これから先、町としてはやっぱり全ての面でもっともっと発信力が必要だと思います。町長、あとはトップとしていかに職員、優秀な人材を活用するか、それがやっぱり町長としての手腕だと思います。そして、行政も町長も議会も町民の声をしっかり聞き、町民と行政、議会が一体となって、町長のリーダーシップの下に町づくりを進めていかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

あと、先ほど言いました町長の言葉をここで紹介させていただいて、私の質問を終わります。綾町のほんものを求めてほんものをつくる町づくりの様々な政策が選ばれる産地として綾ブランドを高める、綾ブランドの基本、農産物を育てるプロセスを大事にする姿勢、生産者と消費者との信頼、絆、そして郷田町長は、ほんものとは自然に優しく、環境に優しく、自分の良心に訴えて恥ずかしくないもの、人をだまさないものことであると言っております。そして、前田町長は、小さな産地が目指すなら、量より質、質がよければほんものであって、小が大を兼ねられるということをおっしゃっております。このことは、すごく私は視察研修に行き感動しました。やはりこういったことを念頭に置いて、これから頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

私の質問を終わります。コメントをいただいて。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） また大変貴重なご意見ありがとうございました。実際事業を遂行するのは、やっぱり職員でありますから、しっかりと職員と連携しながら、いろんな視察等もしながら、そしてまたいいところはどんどん、どんどん取り入れて、そしてしっかりと軽米町をいい方向にどんどん変えていきたいというように考えております。よろしくお願いたします。

以上であります。

◇10番 山本幸男 議員

○議長（松浦満雄君） それでは、次の質問者に移ります。

山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 質問通告をしておりました2点について順次質問いたしますので、よろしくお願いたします。

私の質問は、軽米町が岩手県を訴えている裁判につきまして、その後の経過を中心に質問したいと思います。質問の第1点は、以上述べた点でございますが、私の質問はこの問題を私が取り上げることによって、岩手県と軽米町が円満に速やかに問題が解決になるきっかけになればいいかと、そう思って質問しておりますので、

よろしく願い申し上げます。

役場が土地を購入するときに、一般の方でも大きな土地等の購入に当たっては、今回のかるまい文化交流センターの建設の土地の問題もそうでしたが、第三者による評価がなされ、一つのお墨つきをもらいまして、ここでは心配ないですよというようなことの経過を踏まえて、土地の購入がなされたと。ただ、思い起こすと、3月の年度末時期の取引でございまして、企業版ふるさと納税の関係も絡みまして、どちらかと言えばばたばたした中でその売買がなされたと。多分私はその当時の購入の案件には反対、古館議員と、それから中里議員だったか、いずれ何人かの反対があり、賛成多数で可決になった案件だったように思います。

また、議会審議の中でも、病院の跡地であるので心配はないかという質問もなされ、当局はそれに対して病院の移転後、幼稚園、助産所、アツギの企業等が利用し、何ら問題なかったですよという、そこでも一つのお墨つきをいただいて前に進んだと、そのように私は思っております。

しかし、結果として廃棄物が出土し、その責任をめぐり、軽米町が岩手県を訴えるという裁判沙汰に発展して今現在に至っていると。どういう内容の訴状ですかという、資料として提出してくださいという私の要求に対しても、町長は裁判中でありますので、提出できないという答弁でございまして。

どういう訴状で、どういう裁判をやっているかというのは、町民も特定の人以外は分からないと。寂しい話であります。しかも、その場所は町民が忌憚なく交流するかるまい文化交流センターの場所で、また病院の跡地であり、幼稚園の跡地であり、アツギの工場があった場所でもあります。アツギにはたくさんの方が働いておりまして、社会保険の関係等が大変充実しておりまして、今そういう人たちは比較的よい生活をしているのかなとも考えております。そういう面では、大変それぞれの役割を果たしてくれた企業等であったと考えております。

そういうことからいって、この問題で一番気にかかることは、私は県は町に土地を売っていない、町は県から土地を買っていない、そのことが責任の所在が明確ではないのではないかと。したがって、県にも責任はあるかもしれませんが、主たる責任は軽米町、町長にあると私は思っておりますが、その点についての町長の見解を第1点、お願い申し上げたいと。

それから、併せて質問通告をしてございました項目につきましてお尋ねいたします。町が県に出した訴えは受理されましたか。1つ。

それから、2点目、提訴した内容にその後持っていった、ここは、ここはということに変更がありましたか、そのままですか。それが第2点目。

それから、訴状の内容は議員も町民も誰も分からない。民法がというのは朗読して回答になっておりますが、なかなか字が専門的であってなじみがないというよう

な感じもいたしますので、改めて訴状の内容を、資料で欲しいと言えば大変だと思いますので、ここで朗読してもらえばいいのかなと思うので、それをお願いしたい。
第3点。

4点目、和解の動きはないのか。冒頭で申し上げましたとおり、いずれ私どもは軽米町民であって、裏を返せば岩手県の県民であります。県民を町民が、簡単に言えば同じ人が裏表になって争っている状態というのは寂しい状態ではないかと。そういう観点から、訴状について知りたい、知らせる義務があるという観点から、それを朗読してもらいたい、町長より。

以上のことについて答弁をお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 山本議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、訴えは受理されたかにつきましては、8月8日に盛岡地裁に提出し、同日受理されております。また、提訴した内容に変更はないものであります。

次に、訴状内容の朗読についてであります。7月6日ご議決いただきました損害賠償請求事件に関わる訴えの提訴に関する議案の趣旨及びその内容について、当町の主張をより詳細に記載するとともに、主張の根拠となる証拠書類を付したもので、議案の内容を逸脱するものでありませんので、訴状を朗読することまでは控えさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、和解への動き、働きかけについてのご質問にお答えいたします。さきの定例議会においてもお答えいたしましたとおり、県との和解の可能性を否定するものではありませんが、費用負担に係る県の考え方は到底受け入れ難いために提訴しているものであり、県からの支援は現状では全く期待できず、司法の立場から判断していただくことが適切であると考えておりますので、町として和解を働きかけすることは現時点においては考えていないものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 説明ありがとうございました。

重ねて質問いたします。今回の議会にも追加の予算が出まして、8,378万7,000円の追加も出ておりまして、かるまい文化交流センターの総額の予算規模がどのぐらいになるのかなと思ったりしていましたが、今回の8,378万7,000円を追加いたしますと、かるまい文化交流センターの現段階の総予算、これから何ぼで、それからさらにまたこれらは完成後に準備しなければならないという等も含めて、総額幾らになるのかということについての説明をお願い申し上げます。そ

れが第1点。

それから、質問の第2点は、今回の裁判の中で、町長の答弁は到底受け入れることのできない金額というような言葉を再三使いますが、その意味はまず負担する額があまりにも少ないのだという意味のように聞こえます。裁判が長引く、現物の医療廃棄物の量が幾らあったのか。それから、今実際それがあるのかないのか。現物が選別されてあって、ところが現物が既に処分されているということが裁判の過程で判定に大変と時間がかかる。ないものを判定するわけですから、そんな面では長くかかる裁判ということに私はなるというような予測をします。したがって、長くかかるということは、お金がかかるということ。だから、私は町長がよい決断をしないと、町民の負担がますます増えるということにならないか心配しますが、いかがですか。

以上、3点。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

〔産業振興総括課長 江刺家雅弘君登壇〕

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

第1点目は、先ほど答弁で申し上げて、受け入れ難い「金額」とおっしゃったかと思いましたが、答弁で受け入れ難い「金額」というのは交渉の中で全然これまでも金額については出てきておりません。内容について受け入れ難い内容であるということですので、こういった費用を訴訟額として提示しているかというのは、様々な場面で、あと議会報の中でも、訴えた金額の内訳等もたしか議会報にも載っていたかと思えますけれども、内容について受け入れ難いというものでございます。金額について受け入れ難いということではございません。

これまでも何回も説明しておりましたけれども、医療廃棄物たるものが出土したことによって、県等の指導もあって、現地も確認して、対応についても県からも指示をいただいていたと。それにもかかわらず、なかなか県のほうでその内容について当局が納得いくような内容ではない。代理人として弁護士もお願いして交渉してきたけれども、弁護士のほうもなかなか解決の糸口が見えない。これは全国的にもない問題なので、いずれ司法の場できちっと明確に判断していただくのがベストだろうということで、当局もやむを得ずこういった訴訟という形を取ったというものでございます。

それから、医療廃棄物、現物はもうないのかということですが、処理が終わっておりますので、現物はございません。また、医療廃棄物のおおのの内訳の資料でございますけれども、県の医療局も医療廃棄物を撤去する際には、医療廃棄物と言っておりますけれども、これは感染性廃棄物、正式に言いますと感染性のある廃棄物です。なので、なかなか選別して処理するということは難しい。これは、こ

れまで県立福岡病院、沼宮内病院、花巻の厚生病院ですか、そういった場合でも出てきた場合は、土砂ごと専用の容器に入れて一括して処理していると。このやり方についても、この方法が妥当であるということで、県の医療局からは了解をいただいております。なので、医療廃棄物全ての処理した量についての資料は既に提示しておりますし、その資料についてはございます。ただ、おのおのの内訳の資料というのは、一体的に一括して処理してございますので、個別の資料というものはございません。

それから、例えば裁判が長くかかるから費用が発生するのではないかと、町民の負担が増えるのではないかとということでございますけれども、裁判もどれぐらい時期的なのがかかるのかどうなのかというのは、まだ始まったばかりでございますので、それについてはどれぐらい費用がかかるのか、多額にかかるのか、どれぐらいで済むのかということにつきましては、今後の裁判の行方を注視していかなければならないものと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 議長、答弁漏れがありますので、ひとつお願いします。

○議長（松浦満雄君） 分かりました。それは対応させていただきます。

○10番（山本幸男君） それから、重ねて質問します。3回目でございますので、いずれできるだけこちらの希望に沿って答弁願えればいいと思いますので、よろしくお願い致します。

裁判費用につきましては、いずれ結果を見てみないと分からないとはしゃべらないと思いますが、まずそのようにも受け取れるような答弁だったと思いますので、そうでなく、当初この問題が発生して裁判費用の議論をしたときには、いずれこの枠の中で全てが終了するだろうと思っているというような説明があったように、それで議会は了承したというふうに理解しておりますので、その点も議事録を見ながら、また弁護士との交渉の中でも明確にしてもらいたいなど、そう思います。あまり町民の負担にならないように。

それから、答弁漏れは、総額どのぐらいになるかというようなことが第1点。

それから、こうなったことの町長の責任というのは、町長は1月いっぱいですか、いずれ来年の選挙になって、自らが起こした事柄についての責任を先送りするというような形になるわけです。そんな面では断腸の思いではないかなとは思いますが、その責任をどう考えておられるのか。私は、責任はあると、そう思っておりますが、町長はどのような考え方なのかお知らせ願いたいと。

ちょっと次の質問にも入ったような感じもしますが、まずお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 今回の事件は、町が廃棄物を埋設した県に撤去を要請したところですが、県が自ら埋設廃棄物の撤去をしなかったことから、町が埋設廃棄物を撤去せざるを得ず、多額の損害を被ったため、県に当該損害の賠償を求めてきたものであり、責任の所在はあくまで撤去に応じない岩手県にあると考え、岩手県を提訴しているものであります。ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

〔産業振興総括課長 江刺家雅弘君登壇〕

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 答弁漏れ大変失礼いたしました。

先ほどご質問いただいておりました。今回も8,378万7,000円の補正を取っている、総額がどれぐらいになるのかということでございますけれども、今回補正に計上しているものは、かるまい文化交流センターの備品でございます。教育委員会で備品等については購入しているわけでございますけれども、工事費につきましてはこれまでも説明しているとおりでございますけれども、備品も含めた総額ということでもありますようですので、資料持ち合わせておりませんので、特別委員会で全体の備品も含めた事業費につきましては説明させていただきたいと思っております。

あと、裁判費用について、議会で議決をいただいた金額、それで全てというようなことではなかったのかということでございますけれども、裁判費用につきましては、あくまでも着手金等でございます。裁判がこういった形になって終了するのか、どれぐらいかかるのかということにつきましては、いずれ今後の裁判の結果次第だと思っております。議会のほうで議決をいただいたものは、あくまでも今回の訴訟に対する着手金等の議決をいただいたものだと思っております。

以上でございます。

〔「議長」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） ちょっと休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（松浦満雄君） それでは、再開します。

山本議員は次の質問がありますよね。次の質問に移ってください。

山本議員、休憩してもよろしいですか。

○10番（山本幸男君） いいですよ。

○議長（松浦満雄君） では、休憩してからということで。

それでは、1時間経過しましたので、感染予防のための換気をしますので、11

時 15 分まで休憩します。

午前 11 時 02 分 休憩

午前 11 時 14 分 再開

○議長（松浦満雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 通告しておりました2点目について質問いたします。

先ほどの議論の中で、幾らかはみ出して触れた部分もあったような気がしますが、どうぞ気を悪くしないで答弁方お願い申し上げたいと思います。

山本賢一町長の6選出馬につきましては、新聞で拝見いたしました。そのことにつきましても、同僚議員からそれぞれの感想、考え方、質問等がありましたので、それらはそれとして了といたしましたので、それ以外にといいますと、特別正直これだというような堅いものはありませんので、簡単に聞き流してもらって、感想があれば答えてもらえればいいと、そう思いますので、よろしくお願いします。

人口減少とか商店街の活性化とか、それから子育て支援とか少子化とかというのは、どこの町村でももう潜在的に抱えている問題で、一町村の問題というよりも、国、県が抱えている大きな課題でありますので、それらについての提案は特別いたしません。ただ6選出馬の新聞をちょっと見たときの印象は、その同じ面に大船渡市の市長選挙の候補者の名前が5人どっと載って、その斜め下のほうにうちの町長の6選出馬というのがちょっと載っていたわけです。その新聞を見たときの印象は、別に比較してどちらがどうというようなことではありませんが、大船渡市、海の港、大船渡を目指してとかというような文句がそのときの新聞のところにあったものですから、候補者が5人あって、女性もあって、それぞれまた肩書も立派な方たちだけだったかなというような印象もあって、このまちは伸びるまちだなというような印象を正直持ったわけです。

しからば、軽米町は6選出馬、その他動きなしというような記事は、比較してちょっと寂しいなというような印象を受けたのが私でありました。そのことを町長はどう感じたかと聞くのもやばな話かもしれませんが、いずれ開かれた町、閉ざされた町と言えはうまくないが、何かしら私たちのほうに足りない部分もあるのかなというふうな感じも印象として受けましたので、ここに文字とすれば「6選出馬なし」という選択はなかったのかどうか書いていましたが、その印象として書いたのでございますので、コメントがありましたらどうぞ。なければ、あまり感じなかったというのであれば、見なかったということでもいいですから、一言願えればいい

なと思います。

あわせて言いますと、町の活性化、子供はどんどん生まれる、人口が増えるというような状態がどんな状態になったときに来るかと言えば、私はトップが替わったとき、リーダーが替わったとき、そのとき波が来るのかなど、私はそう考えておりますが、私の考え方は突発的で思いつきと私も思っていますが、町長もそう思いますか。

以上。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 山本議員の令和4年11月25日の岩手日報の報道に関連しての
お答えをいたします。

繰り返しになりますけれども、私は平成15年2月から今日まで町民の負託に応え、全ての町民が健康で安心して暮らせる町づくりに向けて、政策を一貫して着実に推進してまいりました。この間、町を取り巻く社会経済情勢は、人口減少、少子高齢化の進行、地方分権などを背景といたしまして平成の市町村合併が行われ、全国の自治体数が半数強になるなど、大きく変化してきたところであります。こうした中であっても、本町は自立の道を選択しながら、将来の持続可能な町の創造に向けた諸施策を積極的に展開してきたところであり、町政が着実に発展してまいったところであります。

しかしながら、新軽米町総合発展計画など、新たな計画に基づく政策の具現化や再生可能エネルギーの推進による町づくりなど、道半ばにある政策もあることから、これらの政策を着実に推進し、この町の将来に向けた持続可能な町づくりを着実に進めながら、町民のさらなる福祉の向上を図っていくことが私の責任ある行動であるとの考えの下に、去る11月25日に次期町長選挙へ立候補する決意を表明させていただいたところであります。

ご質問の人口減少、商店街の活性化、かるまい文化交流センター廃棄物事件は、多選による弊害の一つではないのかとのことでもありますけれども、人口減少は日本全体の課題であり、本町においても多くの関係者の意見を集約し、人口ビジョン・総合戦略を策定し、人口減少対策にも取り組んできたところであり、商店街の活性化についても、プレミアム付き商品券の発行をはじめ多くの事業を展開してまいりました。かるまい文化交流センターの廃棄物の問題については、司法の場で正当な判断を求めているのであり、多選による弊害との指摘は全く当たらないものと考えております。

また、6選出馬せずという選択肢はなかったかとのことにつきましては、繰り返しになりますが、道半ばにある政策もあることから、これらの政策を着実に推進し、

この町の将来に向けた持続可能な町づくりを着実に進めながら、町民のさらなる福祉の向上を図っていくことが私の責任ある行動であるとの考えの下に、立候補の決意をしたところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 11月17日の軽米町の選挙管理委員会で軽米町の町長選挙の日程が決まった。1月17日告示の22日の投開票で。それから、今朝のニュースでは、22日に説明会というような感じでございます。関心があって、刻んで聞いておりますが、ありがたいことだなと思っておりますが、ただ日程の取り方は、もう少し早く町長選挙を今年はこの時期にやりますというのは、ほかの日程を新聞で見えておりますと、もっと早い時期に、4月頃行われる北上市の選挙なども、今新聞報道で何月何日がというような期間になっております。

軽米町の場合は、その日程が全体で今2か月ぐらい前ですか。もっと早く提示して、関心を持ってもらったほうがいいというような感じを。 _____

○議長（松浦満雄君） 山本議員、ちょっと発言に注意しながら。

○10番（山本幸男君） _____

もっと早く、特に今年度は1月に町長選挙があって、4月に町議会議員選挙があって、9月に県知事と岩手県の県議会議員の選挙がある選挙の年でございますので、いずれある面では選挙をまちおこしの原動力にするというぐらいの、町長は前向きな姿勢が必要ではないか。どちらかといいますと、山本賢一町長のあれは前向きでなく後ろ向きな印象を受けますが、何かコメントがありましたら。なければなくてもいいです。議長も……。

以上、終わります。

○議長（松浦満雄君） 山本議員の最後の質問だということですので。

選挙管理委員会事務局長、福島貴浩君。

〔選挙管理委員会事務局長 福島貴浩君登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（福島貴浩君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

町長選挙の日程につきましては、発表する時期ということにつきましては今までと同様に同じ時期に発表しておりますので、今年が遅れていたのではないかということではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 繰り返しになりますけれども、再生可能エネルギー推進等道半ばにある政策もあることから、これらの政策を着実に推進し、この町の将来に向けた持続可能な町づくりを着実に進めながら、町民のさらなる福祉の向上を図っていくことが私の責任ある行動であるとの考えの下に立候補の決意をしたところであります。よろしくお願ひしたいと思います。

◇3番 江刺家 静子 議員

○議長（松浦満雄君） 次の質問者に移ります。

江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 3番、日本共産党、江刺家静子です。議長の許可を得ましたので、発言をさせていただきます。

今日12月8日は、太平洋戦争開戦81周年の日です。日本が再び若者を戦場に送る日が来ないことを望み、行動しながら、いつもそのことを子供たちに平和を引き継ぎたいという思いを抱きながら、質問に入らせていただきます。

長引く新型コロナの感染は、子供たちの心身に大きな影響を及ぼしています。当初感染しにくいと言われていた子供たちへの感染がウイルスの変異で急速に広がるようになり、全国の学校や保育所でクラスターが発生し、授業を休まなければならない、また登園自粛などが相次いでいます。コロナ危機は、学生や子供たちの学び、教育にも深刻な打撃となりました。学校行事もコロナ禍であることを常に意識し、教職員の皆さんも大変ご苦労されていると思います。

今回の質問に当たり、教育費の負担について数人の保護者の方からもお話を聞きましたので、そのことも参考にしながら発言を続けたいと思います。軽米町は、保育料、医療費、給食費の負担がないことは実際助かっている。だけれども、子育て日本一を掲げる町に子供の遊び場がないということに驚くなど、また入学時はかなり出費があるので大変だ、また学校で小さくなったジャージや使える教材の再利用ができないかなど、たくさんの声をいただきました。また、小学校、中学校の女子トイレに生理用品を置いてもらえれば本当に助かるなということも聞かれました。

憲法26条では、義務教育の無償化が掲げられています。しかし、実際には小学

校、中学校でもかなりの保護者負担があります。かばん、運動着、制服、運動靴、縦笛、水彩用具など、教材の多くの負担があります。このほかにPTA会費やいろいろな負担があつて、毎月2,000円集金袋に入れて出すのだよというお母さんもいました。小学校3年生のお母さんです。物価高騰、コロナ禍不況の影響で、子育て世帯の経済状況も厳しくなっています。

昨日は、同僚議員も軽米高校の支援について発言しましたので、私もちょっとダブるところはありますが、高校では生徒数の減少により、クラスが減る危機にあります。軽米町でも、高校生に対して通学費の補助や部活の援助などを行ってきました。近隣の高校でも保護者負担軽減のため、自治体独自の支援を行っています。そのことなども参考にしながら、子育て支援日本一を掲げる町として、保護者への支援を提案したいと思います。今ちょうど予算編成の時期であります。令和5年度予算にぜひ入れてほしいものだと思つて、次のことを提案いたします。

1つは、小学校入学時に入学祝金を支給する。

2つ目、小学校、中学校の入学時に夏・冬運動着を支給する。

3つ目、高校入学時に制服代を支給する。この点については、私も以前も一般質問で発言いたしましたが、検討するというような回答をいただいております。高校も中学校もそうなのですが、制服代は男子と女子では金額が違います。同じ中学生、高校生になるのに、制服代の負担が違うというのもちょっと自分としては問題だなと思つています。

それから、4つ目です。眼鏡が必要な児童生徒に購入補助金を支給する。

以上の4点について、答弁をお願いいたします。

それから、2項目めですが、就学援助制度の子供たちに対する、また保護者に対する周知はどのように行っているのか、また支給方法はどのような方法で行っているのか、さらに対象者についてもどのように把握しているのか伺います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の教育費の保護者負担軽減についてのご質問にお答えいたします。

我が国の義務教育制度は、憲法をはじめ教育基本法において定められており、憲法第26条第2項では義務教育は無償とすることとされておりますが、その無償とは普通教育を受けるため、その対価を徴しないことを定めたものであり、その対価とは授業料を意味すると解するのが通例であるとされております。

しかしながら、これまで本町においては子育て支援日本一の町を標榜し、小中学校に対しては学校給食費、医療費の無料化、学力向上支援員等の配置、GIGAスクール構想によるICT機器の整備のほか、今年度県が行う子育て世代への臨時給

付金1万5,000円に町独自に同額かさ上げしての給付など、各種支援を行っているところであります。また、県立軽米高等学校の支援についても、軽米高校教育振興会と連携して、給食の提供、通学費、部活動支援、英語検定の補助などを進めてきているところであります。

今回ご提案のありました入学祝金、運動着、高校の制服代、眼鏡の購入補助など、各種支給制度の実施については、現在の支援内容等を総合的に勘案の上、検討してまいりたいと考えております。

次に、就学援助制度の周知の時期、支給方法、対象者についてのご質問にお答えいたします。就学援助費の周知時期につきましては、新入学児童生徒については、毎年1月に就学通知書の送付と併せて就学援助制度のお知らせを送付して周知しております。また、在学中の児童生徒につきましては、年度終わりに在籍学校を通して周知しております。なお、軽米町ホームページでは通年掲載し、周知を図っているところでございます。

支給方法ですが、申請者より記載いただきました指定口座に6月、9月、2月の3期に分けて入金しております。受給対象者については、軽米町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱で定められており、市町村民税の非課税世帯、児童扶養手当の受給世帯、国民年金掛金の減免世帯、国民健康保険料の減免世帯、経済的に困窮していると認められる世帯となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 就学援助金について、少し細かいことをお伺いします。

通学費または修学旅行費は支給しているか。また、支給の時期は、例えば修学旅行に行っても終わってからではなくて、先に支給しているかどうかなどお伺いします。

また、先ほどの制度の周知について、1月に通知をする、また在学中は年度末に学校を通して通知をしているということでしたが、ところによっては学校を通して、また提出するのも学校または教育委員会に直接提出するというところもございます。支給の時期、例えば卒業の記念品なども本当は卒業する前に、多分1月とかその頃徴収されると思うのですが、終わった後ではなくて前もって支給する、このことについてお伺いします。

また、先ほどの高校生への援助ですけれども、教育振興会を通じていろいろ援助しているということでしたが、これは私は高校の事務の方の負担というのはとても大きいと思います。例えばどこからどこへ通学しているとか、そういうことについては高校に協力していただいて、その一人一人の子供の距離とか金額を把握することは必要だと思いますが、給付することについては、私は役場、教育委員会のほう

で行うべきだと思います。学校の負担を減らすためにも、そのほうがいいのではないかと思います。このことについてお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 教育長、小林昌治君。

〔教育長 小林昌治君登壇〕

○教育長（小林昌治君） 質問についてお答えいたします。

就学援助費の支給の対象でございますが、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励について国の援助に関する法律、生活保護法第6条第2項において、学用品またはその購入費、それから通学に要する交通費、修学旅行費の援助を行うという規定がございます。先ほど答弁されたように、軽米町ではそれを受けて軽米町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱で定められ、それに沿って支給されているものでございます。

支給方法について、修学旅行費等事前に支給をとということでしたが、学用品等についても同じですが、領収書等をそろえて、その後での支給ということになってございます。その旨ご理解願えればと思います。

あと、軽米高校の支援についてということですが、高校が事務負担が多いのではないかということですが、高校側からそのことについて、そのような事務負担が多いというふうなご意見、要望等はいただいております。高校の中でその処理をすることで、支援をいただいていることに感謝の言葉はいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 就学援助の例えば学用品、修学旅行など、これは払ったという領収書を確認してから支給するという答弁でした。それを払ってから請求して、もらわないよりはいいと思うのですが、そういう余裕がない方々がこの援助を受けていると思いますので、市町村によっては前もって給付するという市町村もありますので、ぜひとも前もって給付するように検討していただきたいと思います。

また、高校の事務の負担が多いと言われたことはないということですが、私は考えてみれば相当な負担だよなと思うのですが、言いにくいということもあるのではないかと思います。

では最後に、ちょっとあれですけども、教育長にお伺いします。最近新聞に、中学生の制服のデザインというのですか、制服を変更する学校が増えてきているということでした。今女性でもスカートをはくという人はなかなか少なくなりましたが、中学生はいまだにスカートをはかなければならないと。高校もそうです。そういうデザインというか、スラックスにしたいというようなことが学校で話されれば、教育委員会も、ああ、いいですねということになるのでしょうか、お伺いします。

今中学生が、私も文化祭に行って、どういうことを弁論大会で言うのかなと思って、聞きたいと思いましたが、今年も去年も家族ではないので、駄目ですと断られました。高校からも断られました。ある中学生は、外ズックが白い靴なのですけれども、「これ何とかしてほしいんですよ」と言っていました。なぜかという、どこも舗装された道を都会みたいに通うわけではないので、すぐ汚れるし、洗うと乾かないというようなこと言っていました。また、女性でジェンダー平等について発言する人もあるのだよということも聞いたりしました。この制服の女性のスラックスについて、どう思いかお聞きします。

○議長（松浦満雄君） 教育長、小林昌治君。

〔教育長 小林昌治君登壇〕

○教育長（小林昌治君） 就学援助金の支給について、再度お話がありました。貴重なご意見として承っておきたいと思えます。

あと、軽米高校への支援の仕方ということですが、先ほど答弁したように、高校からは特に事務処理についての負担があって、改善してほしいというご意見はいただいていないというのは、先ほど申したとおりでございますが、まず高校側にもそのことについて要望があるかどうか聞きながら進めていきたいと思えます。

3点目の制服についてですが、制服は学校がそれぞれ校内の事情を踏まえながら指定していくものでございます。今の社会情勢の中でジェンダーについて考えて、学校の制服及び様々な施設を改善していくというのが流れになっておりますので、中学校でも制服等、様々この流れに従って考えているものと思えます。教育委員会から、そのことについてこうしろ、ああしろという指示等は、今のところ出すものではないと存じておりますが、中学校の責任者とそういうことについての意見交換等はしてまいりたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございました。

2つ目の質問に入ります。高齢者ドライバーや町民の安全向上対策についてということで、高齢運転者の安全運転支援について発言いたします。

高齢ドライバーのアクセルとブレーキの踏み間違いによる重大事故の発生のニュースをよく聞きます。免許証を返納すべきか迷っている高齢者も多いと思えますが、公共交通だけでは通院や様々な用足しなど、生活が成り立たなくなる地域もあります。安全に気をつけ、少しでも事故を未然に防ぐため、対策が必要ではないでしょうか。ふだんから使用している自動車に後づけの急発進抑制装置を設置し、事故を少なくすることにつながるのではないのでしょうか。

最近の新しい車にはこれがついているそうですが、少し前の車にはこういう装置がないということでした。岩手県では、北上市などで設置費用の一部を補助する制度をつくった自治体もあります。一時期国土交通省でも補助金を出しておりましたが、その制度はなくなりました。軽米町でも高齢者ドライバーや町民の安全対策として、この助成する制度をつくってはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の高齢者ドライバーや町民の安全向上対策についてのご質問にお答えいたします。

過去2年間における岩手県内の高齢者ドライバーが事故の原因となった人身事故の発生件数は、令和2年が482件、令和3年が479件、令和4年は10月末現在で378件となり、ここ数年は減少傾向が続いております。

また、町内の高齢者ドライバーが事故発生の原因となった件数は、令和2年が2件、令和3年が1件、令和4年が3件となっており、事故発生の主な原因につきましては、前方不注意や道路標識の見落とし等によるものであり、ここ数年はアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故の発生は、幸いにも確認されていない状況にあります。

また、現時点におきましては、国の性能認定を受けた急発進抑制装置を装着できる車両が限定されることもあり、補助制度の創設については緊急性と有効性について調査、検証することが大切であることを踏まえまして、国や県、管内の市町村等の動向に注視してまいります。

今後におきましては、交通事故における死亡者の約7割を高齢者が占めている現状を的確に捉え、高齢者を含む歩行者に対して交通安全活動を引き続き推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 3つ目の質問に入ります。

かるまい文化交流センターについて質問いたします。町長は今回の政務報告で、かるまい文化交流センター、これは軽米町民にとっても大変注目されている大事業なわけですがけれども、政務報告におきましては僅か五、六行の報告でした。令和5年12月の供用開始に向け、早期完成に努めるとありました。

私の質問は、裁判に今訴えていることについてです。1億9,533万円余りの損害賠償を求める訴えを起こした8月8日の記者会見の朝日新聞の記事です。原告側によると、埋設から数十年経過した医療廃棄物について、原状回復義務違反を理

由に賠償責任を問う訴訟は前例がないという記事がありました。それで、今工事が遅れて、来年7月のオープンになるということでした。

そこで、お伺いします。まず1つ目は、電気料、燃料等の高騰がありますけれども、さらに半導体不足が報道され、労働力の不足なども報道されておりますが、工事の進捗状況はどうでしょうか。政務報告では、12月供用開始とありました。8月8日の記者会見の時点では、7月オープンと言っています。ここに5か月の遅れが出ています。このことによって、さらに工事の遅延のための費用がかさむのではないかと心配いたします。工事の進捗状況はどうでしょうか。

2つ目、岩手県と前の地主を相手取って、医療廃棄物撤去などで訴えているという前の臨時議会のときの議決がなされましたが、現在の状況と町長の遅れたことに対して、またさらに経費がかかったということについて、責任についてどう思うかお伺いいたします。これは、先ほども同僚議員が詳しく説明しましたので、簡単をお願いします。前の地主も訴えているのでしょうか、そのこともお伺いします。

3点目は、公民館の活動についてです。かるまい文化交流センターは、公民館、図書館の活動が主になるわけですがけれども、住民と職員が共に学び、実践をつくり出していくという公民館の役割というのは、本当に私は町が明るくなるかどうかという、大げさに言えばそのぐらい大事なものだと思っています。職員がその役割を十分に果たさなければ、単なる「ハコ」となってしまうかねません。こんなにたくさんのお金を使って建てても、本当に多くの人から使われる楽しいかるまい文化交流センターになるようにするためにはどうするのか。正規職員の社会教育主事の役割というのが昨日の同僚議員の質問の中にもありましたが、大変大事だと思います。完成後の運営や職員体制についてお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 休憩いたします。

午後 零時01分 休憩

午後 零時02分 再開

○議長（松浦満雄君） それでは、再開いたします。

ご理解をいただきましたので、お昼休憩を取りたいと思います。

午後1時再開いたしますので、それまで暫時休憩といたします。

午後 零時02分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（松浦満雄君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

一般質問の答弁から再開いたします。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） それでは、江刺家議員の質問にお答えいたします。

まず第1点目ですが、電気料、燃料の高騰、半導体不足、労働力不足など報道されているが、工事の進捗状況はどうかという質問にお答えいたします。かるまい文化交流センター建設工事においては、半導体等の材料不足や全国的な需要増により、建設資材、設備機器等の納期は通常より長くなっておりますが、早期の手配を行っていたこともあり、工程に影響するような遅延は発生しておりません。

作業員につきましても必要人員を確保しておりましたが、本年6月中旬頃から新型コロナウイルス感染症の影響により出勤できない作業員が発生し、建物躯体工事の工程に遅れが出ましたが、工期内に完成できる見込みとなっております。

電気料、燃料費等の高騰の影響は受けていると思われませんが、各工事受注者より、それに伴う工事延長、請負額変更等の申出は受けておりません。

今後も労働災害防止、交通安全等に注意し、工期内完成に努めてまいります。

次に、岩手県と前地権者を医療廃棄物撤去などで訴えている裁判について、現在の状況と町長の責任について伺うにお答えをいたしたいと思っております。最初に、岩手県を提訴しました訴状につきましては、8月8日に盛岡地裁に提出し、同日受理されたところでございます。現在の状況についてでございますが、12月8日に第1回口頭弁論が開かれる予定となっております。

町長としての責任についてでございますが、工事着手前に建設予定場所の事前調査をしなかったことにつきましては、文化財保護法に基づく埋蔵文化財の調査の必要がある場合など、法令等に基づき事前調査が義務づけられているもの以外、調査するためには多額の費用を要することから、埋設されていることが町民の周知の事実である場合など、埋設の蓋然性が強く疑われる土地でない限りは、工事のため事前に調査することはないものであります。

今回の事件は、町が廃棄物を埋設した県に撤去を要請したところですが、県が自ら埋設廃棄物の撤去をしなかったことから町が埋設廃棄物を撤去せざるを得ず、多額の損害を被ったため、県に当該損害の賠償を求めてきたものであり、責任の所在はあくまで撤去に応じない岩手県にあると考え、岩手県を提訴しているもので、ご理解をお願いいたします。

3番目でございますが、社会教育主事の配置及びかるまい文化交流センターの完成後の運営や職員体制についての質問にお答えをいたします。社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれている専門的職員で、社会教育を行うものに対する専門的、技術的な助言、指導に当たる役割などを担うもので、社会教育法第9条の2において、教育委員会の事務局に社会教育主事を置くと定められております。

また、昭和34年の社会教育法改正法附則第2項及び社会教育法施行令等の一部を改正する政令附則第2項第3項によって、人口1万人未満の町村については、当分の間設置が猶予されて現在まで至っている状況であります。岩手県の状況は、全市町村に社会教育主事有資格者はいるものの、社会教育主事発令を行っている市町村は19市町村で、残りの14市町村では設置していない状況となっております。社会教育計画の立案や社会教育指導者への助言指導、地域の教育資源や人材の把握など、社会教育主事の担う役割も大きいことから、今後総体的、総合的な人事配置を検討し、社会教育主事の配置につきましても進めてまいりたいと考えております。

そのため、かるまい文化交流センターの完成後の管理運営や職員体制につきましては、具体的な管理の方向や管理体制などとともに、職員の配置も含めながら総合的に検討しているところでございます。具体的に管理運営計画が定まりましたらお示しさせていただきますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 1回目にも申し上げましたが、当初は工事が遅れても7月にオープン。オープンと供用開始というのは、これは意味が違うのでしょうか。政務報告では、12月供用開始となっております。

遅れたことによる、延長したことによる増額の申出はないと答弁がりましたが、それは全然予想されないことでしょうか。さらに負担が生じるのではないかと心配いたします。建物に関する部分と、私が勘違いしていたのは、その中のいろんな道具といいますか、テーブルとか椅子とか、そういうのは全く別なものであって、その都度1,000万円とか1億円近くの出費が続いておりますので、さらに増えていくのではないかと思います。その辺のところは前にも質問が出ておりますので、その回答、後で資料が出るかと思っておりますので、そちらで見たいと思っております。

もう一つ、質問したので答弁がなかったのがまだあります。7月の臨時議会で訴訟をするということで議決をしたときに、そのときに前の地主も一緒にというか、別件でやるのか分かりませんが、訴訟の対象になっていたようですけれども、そのことはどうなっているのでしょうか。

3つについてお願いします。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

〔産業振興課総括課長 江刺家雅弘君登壇〕

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

前の地権者の関係についてということであったかと思っておりますけれども、いずれ訴訟自体は前地権者と、それと県を2人被告として訴訟しているものでございます。

以上でございます。

〔「経費の増減」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） さっきと同じところの経費の増減について。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） もう一点、それでは経費の増減についてお答えしたいと思いますけれども、いずれ事業費、産業振興課は工事の担当ということで、工事費の部分についてでありますけれども、あと今回も補正で増額しているということで、どんどん、どんどん事業費がかさんでいくのではないかというような内容のご質問だったかと思っておりますけれども、実際管理運営等につきましては教育委員会、あとは子ども・子育て支援につきましては健康福祉課で、おのおの備品の予算を確保しているところであります。

また、段階的に予算を計上しているわけですがけれども、工事がある程度完成してこないと、備品を先に購入しても備品をその施設の中に収められないと。なので、工事の工程に合わせてその都度備品等の予算を確保して購入しているという状況でございますので、わざとちょこちょこ予算を確保して意図的に増やしているとかということではなくて、施設の中の備品につきましては工事の進捗状況、その備品を設置できる状況になる時点で前もって予算を計上して確保しているものでございます。なので、今後も備品等の予算につきましては、予算確保のため、予算のほうに計上する可能性も当然ございます。

また、工事の進捗状況、工事費の変更等につきましては、毎月1回現場事務所において工程会議を開催しております。その際に、先ほど答弁でも申し上げましたけれども、物価高騰に係るような大きな遅れはないと。作業員のコロナの発生状況によって、一部遅れもあったけれども、現在はその遅れも取り戻して、順調に工事は推移しているというものでございます。

あと、多少細かな、例えば蛇口が2か所だったのが1か所とか、そういった軽微な若干の変更というのは当然予想されますけれども、工事の遅れだとかそういったことについて遅延の発生だとか、そういう大まかな工事の変更というのは今現在予定しておりませんし、業者からも報告はいただいておりません。

ただ、今後発生しないのかということもありますけれども、それにつきましては毎月の工程会議で各業者と打合せを行いながら、できる限り予算の範囲内で工事を完成させるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 町長の責任についても伺いましたが、県が一方向的に悪いというような回答でした。私もちょっと法律的なことはよく分かりませんが、私は町長に

も責任の一端はあると自分では思っているものですから、質問いたしました。

土地の前の所有者の方も訴えているということでしたが、この方についての経過と申しますか話合い……訴えているので、話合いというのではないかもしれませんが、それも大変気になるところです。状況、話せるところがあったらお聞きしたいと思います。

それから、例えばかるまい文化交流センター30億円ぐらいかかると言われれば、素人としては中の備品も全て、ステージの用具なんかも入って30億円だと思っていたものですから、その都度これからもまださらにいろんなのが増えていくということなので、今後どういうものがあるか、大体どういうものを発注するか分からないということでしたが、予算はどのように考えているのか。今日の答弁でなくてもいいのですが、総体には幾らかかるといようなことが分かればいいと思います。

そして、要望ですけれども、テーブルとか椅子とか備品などを買うときに、中央公民館も役場の農環センターのテーブルも大変重くて、今高齢化しているのも、何かをするときにはあれを移動するのをどうするかというのがまず最初に来ます。ですから、本当に移動しやすいキャスター付きのテーブルとか、いろんな新しい素材のものとかも出ていると思いますので、使いやすいものを導入して下さることをお願いしたいと思います。

私の質問はこれで終わります。

○議長（松浦満雄君） 江刺家議員、答弁は必要ないのですか。

○3番（江刺家静子君） お願いします。

○議長（松浦満雄君） 前所有者に対する町の対応。

総務課総括課長、福島貴浩君。

〔総務課総括課長 福島貴浩君登壇〕

○総務課総括課長（福島貴浩君） 江刺家議員のご質問にお答えいたします。

前の所有者に対する町としての考えということでございますけれども、現在係争中の事案でございますので、答弁のほうは控えさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 以上で一般質問を終わりたいと思います。

◎議案第14号から議案第20号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松浦満雄君） 日程第2、議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第8、議案第20号 令和4年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第2号）までの7件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から議案第18号 令和4年度軽米町一般会計補正予算（第8号）までの5件について。

総務課総括課長、福島貴浩君。

〔総務課総括課長 福島貴浩君登壇〕

○総務課総括課長（福島貴浩君） 議案第14号から第18号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第14号の提案理由をご説明申し上げます。議案第14号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。理由といたしましては、岩手県人事委員会の勧告に鑑み、一般職の職員の給与に関する所要の改正をしようとするものです。

概要につきましては、補足資料の2の1ページを御覧ください。給料表の見直し、一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、民間給与との較差を解消するため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げること、20歳代半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶように、30歳代半ばまでの職員が在職する号俸について改定するもの。初任給については、大卒程度が3,000円、高卒程度が4,000円の引上げとなります。

期末勤勉手当の支給率、一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、一般職の期末手当と勤勉手当の0.10月分引き上げ、4.30月分から4.40月分、民間の支給状況を踏まえ、勤勉手当に配分するものです。再任用職員につきましては、期末手当と勤勉手当の0.05月分引き上げ、2.25月から2.30月分、民間の支給状況を踏まえ、勤勉手当に配分するものです。給料表につきましては、議案の1ページから20ページに掲載しております。

附則関係の施行期日等につきましては、表2の項の改正部分、21ページ、令和5年4月1日、表1の項の改正後の条例第20条第2項の規定、1ページは令和4年12月1日から、別表第1から別表第5までの給料表につきましては令和4年4月1日から適用するものです。

議案第15号の提案理由をご説明申し上げます。議案第15号は、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。理由といたしましては、岩手県人事委員会の勧告に鑑み、所要の改正をしようとするものです。

概要につきましては、補足資料の2の2ページを御覧ください。期末手当の支給率、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、特別職の期末手当を0.05月分引き上げ、3.25月分から3.30月分とするものです。

附則関係の施行期日等につきましては、表2の項の改正部分は令和5年4月1日、表1の項の改正後の条例第5条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用するものです。

議案第16号の提案理由をご説明申し上げます。議案第16号は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。理由といたしましては、岩手県人事委員会の勧告に鑑み、所要の改正をしようとするものです。

概要につきましては、補足資料の2の2ページを御覧ください。期末手当の支給率、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、特別職と同様に期末手当を0.05月分引き上げ、3.25月分から3.30月分とするものです。

附則関係の施行期日等につきましては、表2の項の改正部分は令和5年4月1日、表1の項の改正後の条例第5条第2項の規定は令和4年12月1日から適用するものです。

議案第17号の提案理由をご説明申し上げます。議案第17号は、会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。理由といたしましては、諸般の情勢に鑑み、所要の改正をしようとするものです。

概要につきましては、補足資料の2の2ページを御覧ください。期末手当の支給率、会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、会計年度任用職員の期末手当を0.10月分引き上げ、2.45月分から2.55月分とするものです。

附則関係の施行期日等につきましては、令和5年4月1日から適用するものです。

議案第18号の提案理由をご説明申し上げます。議案第18号は、令和4年度軽米町一般会計補正予算（第8号）であります。内容でございますが、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,529万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ85億4,483万9,000円とするものでございます。福祉灯油費等給付事業や給与改定に伴う人件費などに係る歳入歳出予算を主な内容とするものであります。

議案第14号から第18号につきまして、ご審議の上ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（松浦満雄君） 議案第19号 令和4年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について。

地域整備課総括課長、中村勇雄君。

〔地域整備課総括課長 中村勇雄君登壇〕

- 地域整備課総括課長（中村勇雄君） 議案第19号 令和4年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,066万6,000円とするものでございま

す。

議案第19号について、ご審議の上ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（松浦満雄君） 議案第20号 令和4年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

健康福祉課総括課長、工藤薫君。

〔健康福祉課総括課長 工藤 薫君登壇〕

- 健康福祉課総括課長（工藤 薫君） 議案第20号 令和4年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由の説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,728万6,000円とするものでございます。内容は給与改定に伴うものです。

ご審議の上ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案7件については、特別委員会に付託して審査する予定でございますが、この際総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案7件については、令和4年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案7件については、特別委員会に付託して審査することに決定しました。

◎散会の宣告

- 議長（松浦満雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、12月15日午前10時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後 1時33分）